

綾瀬市埋蔵文化財発掘調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第99条第1項の規定に基づき綾瀬市が施行する埋蔵文化財の発掘調査(以下、「調査」という。)のうち、個人が行う開発等に係る土地の調査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施する調査)

第2条 この要綱に基づき綾瀬市が実施する調査は、埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項(昭和54年5月1日文化庁長官裁定。以下「補助要項」という。)第3項に規定する補助対象事業に該当する調査のうち、事業者が個人であって専らその個人の用に供する住宅の建設に伴う調査(試掘調査を含む。)とする。

(調査対象経費)

第3条 前条の調査に係る費用は、補助要項第4項に規定する経費に準じ、綾瀬市で負担するものとする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、調査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月30日から施行する。